

令和6年(ワ)第3728号 二酸化炭素排出削減請求事件

原告 ■■■■■ 外14名

被告 株式会社神戸製鋼所 外9名

令和7年(ワ)第4373号 二酸化炭素排出削減請求事件

原告 ■■■■■ 外1名

被告 株式会社神戸製鋼所 外9名

証拠説明書(2)

令和8年4月2日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

被告株式会社神戸製鋼所訴訟代理人

弁護士 植村公彦

同 越本幸彦

同 武井祐生

同 寺田明弘

頭書事件の証拠説明は別紙のとおりである。

なお、特に注記しない限り、被告神戸製鋼所が従前提出した書面において用いた略語は、本証拠説明書においても同一の意味内容を有するものとして使用する。

以上

番号	標目	作成日	作成者	原本・ 写しの 区別	立証趣旨
丙7	国際連合広報センターのウェブサイト「勧告的意見」と題するページを印刷した文書	令和8年4月1日(印刷日)	国際連合広報センター	写し	ICJ勧告的意見はそれ自体拘束力を持たず、勧告的意見の内容を実施するか否かは、勧告的意見を求めた国連の機関もしくは専門機関が検討する問題であること。